

【第 5 号議案】

新法人移行方針及び申請定款(案)承認の件

1. 公益社団法人への移行を平成 23 年度中に行う方針案

公益認定等委員会の事前相談の結果、公益社団法人への移行に特別な支障がないことが分かったため、公益社団法人の認定を受けることを目指し、平成 23 年度中に新法人への移行申請を行うことにつき承認を申請する。

2. 認定申請時に提出する「公益社団法人日本工学会定款(案)」

公益認定等委員会が示したモデル定款に基づき、現定款の趣旨および記載事項を活かして作成された、「公益社団法人日本工学会定款(案)」について、3 回に及ぶ理事会での審議の上で、現定款停止条件付き新定款案として、別紙添付して承認を申請する。なお軽微な修正については会長に一任することとする。

3. 公益法人認定申請に必要な書類の作成及び提出は理事会の承認による。

申請時に必要となる公益目的事業の集約、新法人予算書案などの作成については、公益認定等委員会の指導に基づいて行い、認定申請書類(案)の提出は理事会の承認事項とする。

以上、平成 23 年 4 月 15 日の理事会の承認により提出する。

以下(別紙)に「公益社団法人日本工学会定款(案)」を添付する。

【第5号議案】 添付資料

公益社団法人日本工学会定款案

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本工学会(The Japan Federation of Engineering Societies)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地におくことができる。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、工学に関する学術団体及び関連する団体若しくは個人との連携協力をを行うことにより、工学及び工業の進歩発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内外の学会、協会等工学系学術団体との連絡及び協力
- (2) 工学振興に関する調査研究及び各種提言
- (3) 講演会、講習会及び座談会の開催
- (4) 人材育成及び表彰
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本国内及び海外において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 工学及び工業関係の学術団体である学会、協会又はその他の団体
- (2) 維持会員 この法人の目的を賛助する団体又は個人
- (3) 名誉会員 この法人に顕著な功績のあるもので総会で推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

- 第6条 正会員又は維持会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申し込みを行うものとする。
- 2 入会は、社員総会において別に定める基準により、理事会において可否を決定し、これを本人に通知する。
 - 3 名誉会員に推薦された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(会費等)

- 第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。
- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

- 第8条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条1項の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

- 第11条 社員総会は、すべての正会員である団体の代表者をもって構成する。

(権限)

- 第12条 社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
 - (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 各事業年度の事業報告及び収支決算の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) この定款の施行に必要な、細則類の制定及び改廃
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の決議権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、出席した副会長の中から議長を選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他、法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

- 第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。
- 5 副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。ただし、会長は三選することはできない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所、並びに目的である事項の決定
- (2) この定款の施行、又はこの法人の運営に関する規定類の制定及び改廃
- (3) 前各号に定めるもの他、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職
- (6) その他、法令又はこの法人の定款に定められた事項

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集するものとする。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第32条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 会長又は副会長は、前項の承認を得た後、最初に開かれる社員総会においてこれを報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。.

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合であって、この法人の権利義務を承継する法人が公益法人でない場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日、又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

付 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、○○○○、副会長は、○○○○及び○○○○とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表 基本財産

基本財産定期預金		
○○銀行定期預金	○○円	